

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第6号

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例

熱海市介護保険条例（平成12年熱海市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「3万2,400円」を「3万3,600円」に改め、同項第2号及び第3号中「4万8,600円」を「5万400円」に改め、同項第4号中「5万8,300円」を「6万400円」に改め、同項第5号中「6万4,800円」を「6万7,200円」に改め、同項第6号中「7万7,700円」を「8万600円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「8万4,200円」を「8万7,300円」に改め、同項第8号中「9万7,200円」を「10万800円」に改め、同項第9号中「11万100円」を「11万4,200円」に改め、同項第10号中「11万6,600円」を「12万900円」に改め、同項第11号中「12万3,100円」を「12万7,600円」に改め、同項第12号中「12万9,600円」を「13万4,400円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万9,400円」を「2万100円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「3万2,400円」を「3万3,600円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「4万5,300円」を「4万7,000円」に改める。

附則第8条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第8条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第7条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。